

オフィスフォーティーズ 企業法務シリーズ CIETAC仲裁事例研究 45 仲裁における証拠保全

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	50
号	11
ページ	33-37
発行年	2003-11-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会：このデータは日本商事仲裁協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/7204

CIETAC仲裁事例研究④⑤

仲裁における証拠保全

村上幸隆*

【事案の概要】

仲裁の申請人 X 外国企業
仲裁の被申請人 Y 中国企業(証拠保全申請人)
仲裁機関 中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC)
証拠保全の管轄法院 南通市中級人民法院

1. XとYは、合弁契約を締結し、合弁会社南通〇〇服装有限公司(Z)を設立した。

XはYとの合意に基づき、以後増資と出資持分拡大をくり返し、合弁会社において支配的出資者となっている。

出資の問題に関して紛争が生じ、Xは、仲裁条項に基づくYの出資が虚偽であるとして、CIETACに合弁紛争の仲裁を申請した。

2. Yは、仲裁申請書を受領した後、2001年8月30日、CIETACに対して証拠保全申請を提出した。

その請求内容は、合弁会社Zに対し、2001年6月以前の帳簿、証憑につき証拠保全をおこなうよう求めるものであった。

その理由は次のとおりである。

仲裁事件の争点は、出資が虚偽の事実かどうかであり、出資が真実になされたかどうかについての事実は、合弁会社であるZの帳簿上に明確に記載されていなければならない。合弁会社Zの帳簿、証憑は仲裁の審理において重要な作用を有する。ところが、合弁会社Zは、現在X

の支配下にあり、除去・改変・滅失の可能性が極めて大きい。Yの合法的権利・利益を維持・保護し、また仲裁及び裁決の公正にとって便宜であるため、証拠保全を申請する。

3. CIETACは、Yの証拠保全申請を受領したのち、仲裁法68条^㉑の規定に基づき、2001年9月6日、Yの証拠保全申請書一式一部を証拠所在地の中級人民法院である江蘇省南通市中級人民法院に交付した。

同時に、「南通市中級人民法院は、仲裁法の関係規定に基づき、措置をとるべきかどうかについて裁定されたい。」と表明した。

4. 本件の仲裁証拠保全案件の過程において、仲裁機関と法院との仲裁証拠保全の審査権の分配と第三者が有する証拠に対する証拠保全の実行、証拠資料の使用と保管などの問題について、南通市中級人民法院における合議廷内には、次の3つの異なる見解が存在した。

(1) 第1説

①仲裁法46条、68条の規定により、法院が仲裁証拠保全の審査権及び裁決権を有する。

すなわち、法院が、当事者が申請した仲裁証拠保全の必要性の事実について審査をおこない、相応の仲裁証拠保全を措置を実施する裁定をなすかどうかを決定する。

②本件はYのZに対する2001年6月より前の財務帳簿、証憑につき証拠保全を要求する申請である。

本件の仲裁証拠保全の対象者は仲裁事件外の第三者(合弁企業であるZは別個の独立した法人格を有する。)である。

しかし、Yが提供した資料から見ると、Z

* むらかみ ゆきたか
弁護士
現代アジア法研究会会員

は現在Xの支配下にあり、ゆえに本件仲裁証拠保全の实质は、仲裁当事者双方の間に発生したものである。

また、法律で証拠保全の対象は訴訟または仲裁の当事者のためのものであることが明確に要求されているわけではない。民事訴訟法及び仲裁法は、証人は証言の義務があることを規定しており、Zが証拠所持人としてなすこともまた例外ではない。

審査を経て、Yが申請する証拠保全と仲裁裁判には重要な関係があり、その仲裁の証拠が滅失または以後取得することが困難であるというのは、一定の理論的根拠があることはたしかであると判断される。

- ③ゆえにYの仲裁証拠保全申請は、認められなければならない。

保全された仲裁証拠は、法院がCIETACに引き渡して使用させなければならない。

(2) 第2説

- ①Yが提出した仲裁証拠保全申請は、仲裁事件外の第三者が当該証拠を所持する場合である。証拠保全は、訴訟または仲裁の双方当事者の間に限られるものであり、第三者に対して仲裁証拠保全をおこなうことは、法律の根拠がない。

- ②CIETACが証拠保全申請を受け取った後、機械的に法院に回付すべきでない。当事者の証拠保全申請に対して、初歩的審査をおこなうべきで、証拠保全を採用するかどうかについて自己の初歩的意見を表明すべきである。

なぜなら、すでに開始または開始しようとしている仲裁において、証拠保全の対象たる証拠が仲裁案件のキーポイントを握る重要な証拠に属するかどうかについて、案件が人民法院においては審理されていないため、人民法院は、案件が将来どのような方向に向かうかについて有効な予測とコントロールができないからで、司法資源の浪費をもたらす可能性がある。

そのため、人民法院は、単純に当事者の申請に基づく一方の主張のみに頼り、仲裁証拠

保全をなすことはできない。

- ③ゆえに、仲裁合意に拘束されていない第三者が所持する証拠の保全であり、またCIETACが当事者の仲裁証拠保全申請に対し何らの評論もなしておらず、かつ保全された仲裁証拠の使用がいまだ表明されていない本件の場合には、仲裁証拠保全申請を却下すべきである。

(3) 第3説

- ①証拠保全は訴訟証拠保全と仲裁証拠保全にわかれる。訴訟証拠保全はすべてもっぱら人民法院が自ら異議なく行使するが、仲裁証拠保全の審査権は、必要とされる仲裁証拠が「仲裁に用いられるかどうか」の説明をおこなう必要があり、保全申請された仲裁証拠が仲裁で用いられるかどうか審査をおこなう。仲裁廷と法院の双方の権限の交差部分が存在する。そのため、本件中CIETACが仲裁証拠保全に関係する仲裁証拠の関連性及び重要性に必要な審査をおこない、かつ有効な意見書を添付して人民法院が仲裁証拠保全をおこなうかどうかの裁定の参考に供すべきである。

- ②人民法院は、CIETACから回付されてきた申請書及び初歩的意見を受け取った後、仲裁証拠保全申請人が提供した仲裁証拠保全の「証拠が滅失または取得することが困難な場合」という法律事実に、必要性の審査を実施し、裁決権及び実施権を行使する。本件仲裁証拠は、事件外の第三者が第三者の所持にかかるものではあっても、なお仲裁証拠保全をおこなうことができるのであり、その理由は第1説と同じである。

- ③本件でCIETACが仲裁証拠保全についての説明をしていないという見地から、その相応の説明を求めて差し戻し、証拠保全をおこなうかどうかの再裁定をおこなう。

保全された証拠はCIETACにより使用され、関係する原本、現物などその直接またはコピー後に使用できるものであれば、人民法院は状況によりその証拠を留置し、または関係証拠の一定の記載をして現物などの証拠資料を証拠所持人に返還する。CIETACの意見

を聴取した後、CIETACがYの申請した証拠と仲裁との間に重要な関係があると表示し、人民法院がそれを根拠にして証拠保全裁定をし、かつCIETACに通知し証拠の合理的使用をおこなう。

5. 本件に関し、①仲裁機関と人民法院が仲裁事件における証拠保全において、審判権をどのように分配するか、②仲裁外の第三者が所持する証拠について証拠保全措置をとることができるかどうか、という法律問題について、南通市中級人民法院は、江蘇省高級人民法院への請示を経て、2002年2月6日、裁定を下し、Zに対する2001年6月より前の財務帳簿、証憑につき証拠保全をおこなうことに同意した。

財務帳簿、証憑の数量が非常に多いため、人民法院は、現地に赴き、密封保存の方式をとり、かつCIETACに対し、人を派遣するように通知した。CIETACは通知を受け取った後、専門家を組織し、人民法院に付き添って保全すべき財務帳簿・証憑に対して調査・鑑定をおこなった。

(出典：中国仲裁 2003年第1期 探索研究 仲裁論壇) (<http://www.cietac-sz.org.cn/cietac/index.htm>)

【解説】

1. 本件の論点は、①仲裁において証拠保全申請がなされた場合の処理方法と②第三者が所持する証拠に対して証拠保全をおこなうことができるかどうか、である。
2. 仲裁において証拠保全申請がなされた場合の処理方法
- (1) 当事者は、証拠に滅失の可能性がある場合または将来取得困難な場合は、証拠の保全措置を申し立てることができる(仲裁法46条)。これは、訴訟の場合の証拠保全の実体的要件と同じである(民事訴訟法74条)。
- (2) 訴訟の場合と異なるのは、証拠保全の手続的方法である。

訴訟の場合は、人民法院自身が証拠保全手続を取ることができる。

それに対し、仲裁の場合は、当事者が証拠の

保全措置を申し立てた場合は、仲裁委員会は証拠の所在する地の地方人民法院に当事者の申立を提出しなければならないとされ(仲裁法46条)、仲裁委員会自らに証拠保全をおこなう権能を認めていない。CIETAC仲裁規則においても同様である(中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則23条2項)。

そのため、本件のように仲裁廷から人民法院に申立書を送付し、人民法院の判断を求めることになる。

- (3) 本件で問題とされたのは、この場合に人民法院が仲裁廷の意見を聞くべきなのか、聞く必要がないのか、逆にいうと仲裁廷の意見を人民法院に対して何らかの意見表明をする必要があるのか、という点である。

3. 第三者が所持する証拠に対する証拠保全

これが認められるかどうかについては、仲裁法やそれにとりまなう司法解釈上も明文の規定が存在しない。民事訴訟法においても同様に規定がない。

4. 証拠保全について判断を求められた南通市中級人民法院では、上記2つの論点について、意見が分かれた。

それぞれの意見を要約すると、次のとおりである。

(1) 第1説

①仲裁証拠保全に関する決定権は人民法院にあるとしている。

②第三者が所持する証拠に対する証拠保全もできるとしている。

その理由として、下記の点を挙げている。

ア 法律で証拠保全の対象は訴訟または仲裁の当事者のためのものであることが明確に要求されているわけではない。

イ 民事訴訟法及び仲裁法は、証人は証言の義務があることを規定しており、第三者が証拠所持人として負う義務も同様である。

(2) 第2説

①仲裁証拠保全に関する決定権が人民法院にあるか仲裁廷にあるかどうかについては明確でないが、人民法院にあることを前提として議

論している。

その上で、仲裁廷において証拠保全申請がなされた場合に、人民法院に交付する段階で、自己の初歩的意見を表明しなければならないとし、本件においては仲裁廷の意見表明がなされていないため却下すべきであるとしている。

その理由としては、「証拠保全が、すでに開始または始めようとしている仲裁において、仲裁案件のキーポイントを握る重要な証拠に属するかどうかについて、案件が人民法院においては審理されていないため、人民法院は、案件が将来どのような方向に向かうかについて有効な予測とコントロールができない。」としている。

②第三者が所持する証拠に対する証拠保全は、法律の根拠がないためできないとしている。

(3) 第3説

①仲裁証拠保全に関する決定権は人民法院にあるとしている。

その上で、第2説と同様に、仲裁廷が、仲裁証拠保全に関係する仲裁証拠の関連性及び重要性に必要な審査をおこない、かつ有効な意見書を添付して人民法院が仲裁証拠保全をおこなうかどうかの裁定の参考に供すべきである、としている。

かかる意見が添付されていない場合には、人民法院から仲裁廷に差し戻すべきであるとしている。

しかし、有効な意見書を添付がない場合に、それを理由として人民法院が証拠保全申請を却下すべきかどうかについては、明らかでない。

②第三者が所持する証拠に対する証拠保全はできるとしている。

その理由は、第1説と同じである。

5. 各説の評価

(1) 証拠保全に対する決定権が仲裁廷にはなく、人民法院にあることにほぼ異論はない。法文上、証拠申請を仲裁廷経由で人民法院に回付することは、最終的に人民法院の判断をゆだねるという趣旨である。

問題は、仲裁廷が証拠保全に対して何らかの

判断をしなくてよいのか、独自の意見を出さなくてよいのか、という点である。

第1説が不要であると主張するのに対し、第2説・第3説は、何らかの仲裁廷の意見を求めている。第2説と第3説の違いは、第2説が、仲裁廷の意見がない場合には証拠保全を却下すべきであると明言している点である。

第2説・第3説が主張するように、審理がどのように進められようとしているのか、当該証拠保全にかかる証拠が審理の過程でどのような重要性を有しているのかについて、人民法院とすれば判断しにくく、仲裁廷の意見があった方が証拠申請に対する判断をする際に便宜であることはそのとおりであろう。しかし、その意見がないからといって証拠申請を却下するという第2説は、法律の明文上の根拠を欠き、妥当ではないと考えられる。

(2) 第三者が所持する証拠に対する証拠保全が認められるかどうかについては、仲裁法上は規定がない。また民事訴訟法上も規定がない。

実際上の必要性から、第三者が所持する証拠に対する証拠保全も認めることができると考えられる⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

6. その他の問題

(1) 証拠保全の具体的方法

証拠保全の際に、具体的にどのような方法によるべきかは、仲裁法、民事訴訟法上も規定がない。

本件では、人民法院が現地に赴き密封保存の方式をとり、人民法院から人を派遣するように通知されたCIETACは専門家を組織し、人民法院に付き添って保全すべき財務帳簿・証憑に対して調査・鑑定をおこなっている。

「最高人民法院 民事訴訟証拠に関する若干の規定」24条を参照することができよう。

(2) 仲裁廷独自の証拠保全の可否

仲裁廷(仲裁人)に、独自の証拠保全の権限を与えることができるか。

仲裁廷独自の証拠保全手続をとれば、証拠保全について迅速かつ適切に判断することに資すると考えられる。しかし証拠保全の執行力を与

えるような証拠保全手続を認めるには、法令の根拠が必要であろう。

ただし、証拠保全を命じる権限を与え、それに応じない場合には相手方の主張を真実と擬制することなどにより、仲裁手続の中である程度その強制をはかるといふ権能を与えることは、仲裁廷の判断により可能であろう⁽⁴⁾。

(3) 担保提供の要求

訴訟における証拠保全の際は、人民法院が担保を要求する場合がある（最高人民法院 民事訴訟証拠に関する若干の規定23条2項）。証拠保全の方法によっては、保全処分の場合と同様、相手方に損害を与える可能性がある場合があるからである。

仲裁の場合も同様に考えられる。場合によっては、担保提供を要求することも許されよう。■

[注]

(1) 本稿で引用する法令などの条文は、次のとおりである。

〈仲裁法〉

第46条 証拠は滅失の可能性がある、または将来取得することが困難な場合は、当事者が証拠の保全措置を申し立てることができる。当事者が証拠の保全措置を申し立てる場合は、仲裁委員会は証拠の所在する地の地方人民法院に当事者の申立を提出しなければならない。

第68条 涉外仲裁の当事者が証拠の保全を申し立てる場合は、涉外仲裁委員会は当事者の申立を証拠の所在地にある中級人民法院に提出しなければならない。

〈中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則〉

第23条第2項 当事者が証拠の保全を申請した場合は、仲裁委員会は、当事者の申請を所在地の人民法院に提出し裁定させなければならない。

〈民事訴訟法〉

第70条第1項 およそ事件の状況を知る機関と個人は、すべて出廷し証人となる義務を有する。関係機関の責任者は、証人となることを支持しなければならない。証人に確かに障害があり出廷できないときは、人民法院の許可を得て供述書を提出することができる。

第74条 証拠が滅失するおそれがある、またはその後取得が困難となる状況の下では、訴訟参加者は人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も主動的に保全措置をとることができる。

〈最高人民法院 民事訴訟証拠に関する若干の規定〉

第23条 当事者が《民事訴訟法》第74条の規定にもとづ

き人民法院に対して証拠保全を申請するには、立証期限満了7日前に遅れてはならない。

当事者が証拠保全を申請する場合は、人民法院は、相応の担保提供を要求することができる。

法律、司法解釈が訴訟前保全を規定する場合は、その規定にもとづき処理する。

第24条 人民法院が証拠保全をおこなう場合は、具体的状況にもとづき封印、差押、写真撮影、録音、録画、コピー、鑑定、実地調査、記録作成などの方法をとることができる。

人民法院が証拠保全をおこなう際は、当事者または訴訟代理人の現場立会を要求することができる。

(2) 第1説は、仲裁当事者でない第三者が証人として証言義務があると主張しているが、果たしてそういえるかどうか疑問である。民事訴訟法には規定があるが（民事訴訟法70条1項）、仲裁法には明文の規定はない。

(3) 民事訴訟法74条の解釈としてはあるが、証拠保全の要件として、「証拠が滅失するおそれがある、またはその後取得が困難となる可能性がある場合」の具体例として、証人が外国に定住するなどの場合があげられている（梁書文＝回瀟明＝楊榮新「民事訴訟法及配套規定新釈新解」（人民法院出版社・1996年5月）217頁）。これは、証人という第三者に対して証拠保全をおこなうという場合である。こうした点から考えると、第三者が所持する証拠だからといって証拠保全できないというわけではないと考えられる。

(4) 仲裁廷（仲裁人）が命ずる保全措置に対して執行力を与えるかどうか、という観点からみて、証拠保全については、当事者が命令に従わない場合、相手方の主張を真実と擬制することなどにより、仲裁手続の中である程度その強制をはかることができるので、執行力を与える必要性は大きくないとの指摘がある（中野俊一郎「仲裁人による暫定的保全命令とニューヨーク条約」現代民事法学の理論・上巻21頁、(株)信山社2001年）。この考えは、逆にいえば、この程度の効力は認めて差し支えないということであり、妥当であろう。